

社会福祉法人檸檬会

第三者委員規程

(目的)

第1条 社会福祉法人檸檬会が運営する施設（以下、「本施設」という）のサービスに係わる「苦情の対応に関する実施要綱」第5条に基づき設置する、第三者委員（以下、「委員」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員は、社会からの信頼性を有し、苦情解決を円滑、円満に図ることのできる者の中から、次に掲げる各号の定めるところにより、園長の意見を聞き、理事長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第4条 理事長は、委員の心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、これを解任することができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、実費弁償を除き、原則無報酬とする。

(福祉サービス運営適正化委員会への協力)

第7条 委員は施設が所在する都道府県の福祉サービス運営適正化委員会の行う調査について、求めがあった場合においては、できる限り協力しなければならない。

(庶務)

第8条 委員に関する庶務は、各施設が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、委員に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。